

## 秋の行政相談週間

(10月17日(月)～23日(日))

国の仕事やサービスで、困っていること、分からないことがありましたら、行政相談をご利用ください。

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用していただけるよう毎年10月に「秋の行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。

当町においても、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が「1日行政相談所」(無料・秘密厳守)を開設しますので、お気軽にご相談ください。

役場本庁舎

【日時】10月12日(水)

午前10時～午後3時

役場西庁舎

【日時】10月20日(木)

午前10時～午後3時

両日、人権相談も行っていますのでご利用ください。

【お問い合わせ先】

役場町民課

本庁 ☎55・2314

西庁 ☎62・2313

## 登記手続相談は

”予約制”です。

高知地方務局須崎支局では、登記手続相談を月、火、木、金曜日に実施しています。

登記手続相談を利用される場合は、あらかじめ電話等で相談の予約をお願いします。

なお、相談時間は30分以内で、相談料は無料です。

【予約・お問い合わせ先】

高知地方務局須崎支局

須崎市青木町1番4号

☎0889・420374

## 平成29年度高知県公立学校臨時教員の募集

常勤講師(期限付講師)

非常勤講師(時間講師)

【職務内容】常勤講師は、公立小・中学校、県立学校の欠員・産休・育休・病休等の補充教員として勤務します。

非常勤講師は、高等学校の教科・科目の授業時間だけ勤務します。

【雇用期間】常勤講師は、欠員・産休・育休・病休等の補充の期間(最長約1年間)

非常勤講師は、最長約1年間、週あたり数時間から十

数時間まで

【資格】採用時において有効な教員免許状(臨時免許状を含む)を有する者

【待遇】

常勤講師の場合

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例 第37号)に準じて支給します。

大学新卒(22歳)で基本給約20万円、その他通勤手当、期末手当、勤勉手当等諸手当あり

非常勤講師の場合

時給約3千円、その他交通費相当額

## 多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方がたのための「相談窓口」がございます。一人で悩まずご相談ください。必要に応じて弁護士・司法書士などの法律専門家への引き継ぎも行っております。

【相談方法】相談は無料です。まずお電話ください。

こちらからお電話をかけ直したいします。

【連絡先】

四国財務局 多重債務者相談窓口

高知市中野町26-1

☎087・831・2155

FAX087・862・8798

【受付時間】月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

9時～12時、13時～17時

無料合同労働相談会を開催します

解雇、パワハラ、賃金未払いといった職場の問題でお悩みの方を対象に、国や県などの労働相談機関等が合同で無料相談会を開催します。

当日は、弁護士、社会保険労務士、司法書士といった専門家が相談をお受けします。面談は電話でも可能です。事業主の方も相談できます。お気軽にご相談ください。

相談日時／平成28年10月28日(金) 午前10時～午後4時 面談場所／高知県庁北庁舎(高知市丸ノ内2-4-1) ※受付は4階、高知県労働委員会事務局で行います。相談ダイヤル／088・821・4661 (当日専用) ※相談は事前予約優先、先着順です。

予約申し込み・お問い合わせ

／高知県労働委員会事務局

☎088・821・4645

予約受付期間／9月29日(木) 9時～10月27日(木)12時

このほか、高知県労働委員会事務局では随時ご相談をお受けしています。

## 職場のトラブル解決をサポートします！

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、個々の労働者と事業主との間で、労働関係についての紛争が増加しています。高知労働局では、こうした個別労働紛争に対する援助サービスを無料で提供し、解決に向けたお手伝いを行っています。

職場のトラブルでお困りの方は「総合労働相談コーナー」をご利用ください。

【お問い合わせ先】

高知労働局

総合労働相談コーナー

☎088・885・6027

須崎総合労働相談コーナー

(須崎労働基準監督署内)

☎0889・42・1866